【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年11月８日
【計算期間】	第５特定期間　(自　2024年２月10日　至　2024年８月９日)
【ファンド名】	iシェアーズ　グリーンＪリート ETF
【発行者名】	ブラックロック・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　有田　浩之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
【事務連絡者氏名】	坂井　瑛美
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
【電話番号】	03-6703-7940
【縦覧に供する場所】	名　称　株式会社東京証券取引所 （所在地　東京都中央区日本橋兜町２番１号）

(注)　本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① iシェアーズ グリーンＪリート ETF（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）は、主としてFTSE EPRA Nareitグリーン・フォーカスJ-REITセレクト・インデックス（配当込み）（以下「対象指数」または「ベンチマーク」といいます。）に採用されている銘柄および採用が決定された銘柄の不動産投資信託証券に投資することにより、基準価額が対象指数の動きと高位に連動することを目指します。

委託会社は10兆円相当の有価証券および金銭を上限として信託財産を追加できるものとします。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができるものとします。

② ファンドの特色

ファンドは契約型の追加型証券投資信託ですが、本商品のコンセプトが投資信託の機能を利用して対象指数の現物化を図ろうとするものであり、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

1

FTSE EPRA Nareitグリーン・フォーカスJ-REITセレクト・インデックスについて

FTSE EPRA Nareitグリーン・フォーカスJ-REITセレクト・インデックスは、FTSE EPRA Nareit Developed REITs Japan Index（親指数）をベースに、国連グローバルコンパクト憲章（UNGC）に反する銘柄を除外した後に、エネルギー消費量とグリーン認証を受けている面積の割合という2つの指標に基づきウェイトが決定されます。そのため、2つの指標の評価が高くなるほど指数におけるウェイトが増加し、環境への対応が進んだJリート銘柄へのエクスポージャーが高まります。

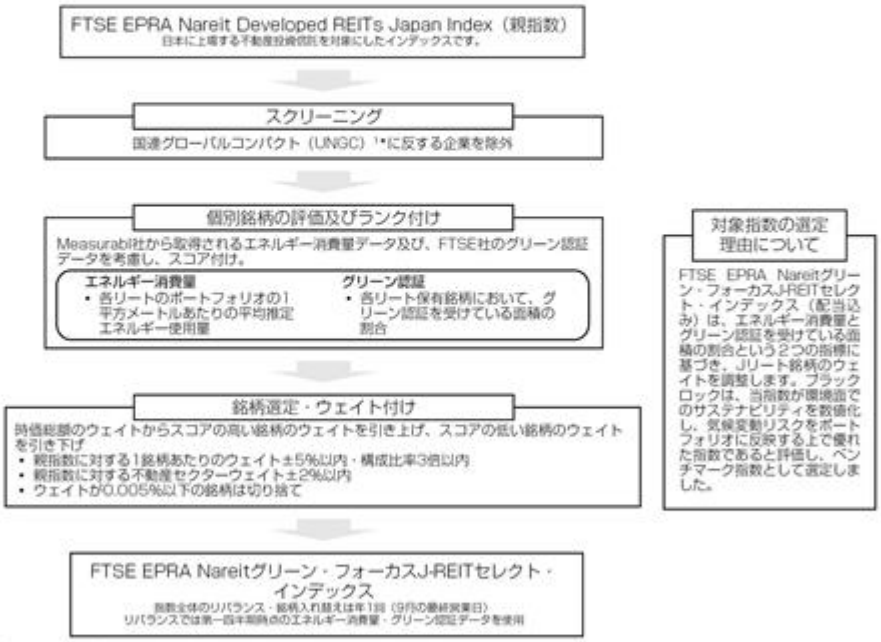

上記プロセスに基づき、ESGを主要な要素として投資対象を信託財産に組み入れております。
（出所）FTSE Russellの資料を基にブラックロック作成
1* 国連グローバル・コンパクト（UNGC）は、国連と民間（企業・団体）が手を結び、健全なグローバル社会を築くための世界最大のサステナビリティイニシアチブです。
※上述のESG要素を運用プロセスにおいて勘案する際の制約要件やリスクについては後述の「投資リスク」をご参照ください。
※当指数のESGに関連するデータ・指標については以下をご覧ください。
https://www.blackrock.com/jp/individual/ja/strategies/sustainable-investing/information

2 受益権を東京証券取引所に上場します。

ファンドの受益権は、いつでも東京証券取引所で売買することができます。
売買単位は、10口単位です。手数料は売買の委託を受けた第一種金融商品取引業者が独自に定める率を乗じて得た額とします。取引方法は株式と同様です。
詳しくは東京証券取引所の会員である第一種金融商品取引業者へお問い合わせください。

※取引所での市場価格は取引時間中に変動するものであり、取引所における需給のバランスや売買高の状況、各種取引規制、投資対象市場と取引市場の時差または取引日の相違等の影響を受けることにより、ETFの市場価格は基準価額から乖離することがあります。

3 追加設定・交換は一定口数以上の申込に限定されます。

対象指数に高位に連動するという目的の支障とならないようにするために、追加設定・交換を対象指数のポートフォリオを組成するために必要な金額以上の場合に限定するものです。
追加設定・交換はクリエーション・ユニットと呼ばれる単位ごとによって行われます。クリエーション・ユニットとは、受益権の取得・交換を行うために委託会社が定める受益権の口数で表示される単位をいいます。
1クリエーション・ユニットに対応する受益権の口数は、委託会社が毎営業日ごとに決定します。

4 追加設定・交換は有価証券により行うことができます。

1クリエーション・ユニットの設定・交換を行うために必要な対象指数を構成する有価証券（以下「対象指数構成銘柄」といいます。）および金銭の内容は、ポートフォリオ・コンポジション・ファイル（以下「PCF」といいます。）として委託会社が決定し、指定参加者*に提示します。
ファンドの基準価額と金融商品取引所での時価との間に乖離が生じたときに、合理的な裁定が入り、そうした乖離が収斂することにより、金融商品取引所での円滑な価格形成が行われることを期待するものです。

*「指定参加者」とは、委託会社が、受益権の取得申込および交換請求を行う者として指定した第一種金融商品取引業者とします。

（イ）追加設定
投資者は、PCFにより定められた対象指数構成銘柄および金銭をもって受益権を取得します。

（ロ）交換
一定口数以上の受益権を保有する投資者は、それに相当する信託財産中の対象指数構成銘柄と交換することができます。

■有価証券の貸付を行う場合があります。その場合、運用の委託先としてブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

◆ 商品分類 ◆

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく当ファンドの商品分類は以下のとおりです。
なお、当ファンドに該当する商品分類および属性区分につき、表中に網掛け表示しております。

≪商品分類表≫

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型

≪属性区分表≫

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	日経２２５ ＴＯＰＩＸ その他＊

＊FTSE EPRA Nareitグリーン・フォーカスJ-REITセレクト・インデックス（配当込み）

[商品分類における定義]

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 （収益の源泉）	不動産投信 （リート）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	ＥＴＦ	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第１号及び第２号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第９条の４の２に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

[属性区分における定義]

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年４回	目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
対象インデックス	その他	日経225およびTOPIXに当てはまらない全てのものをいいます。

※商品分類、属性区分の全体的な定義等は、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

（２）【ファンドの沿革】

2022年５月24日　　信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2022年５月25日　　東京証券取引所へ上場

（３）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

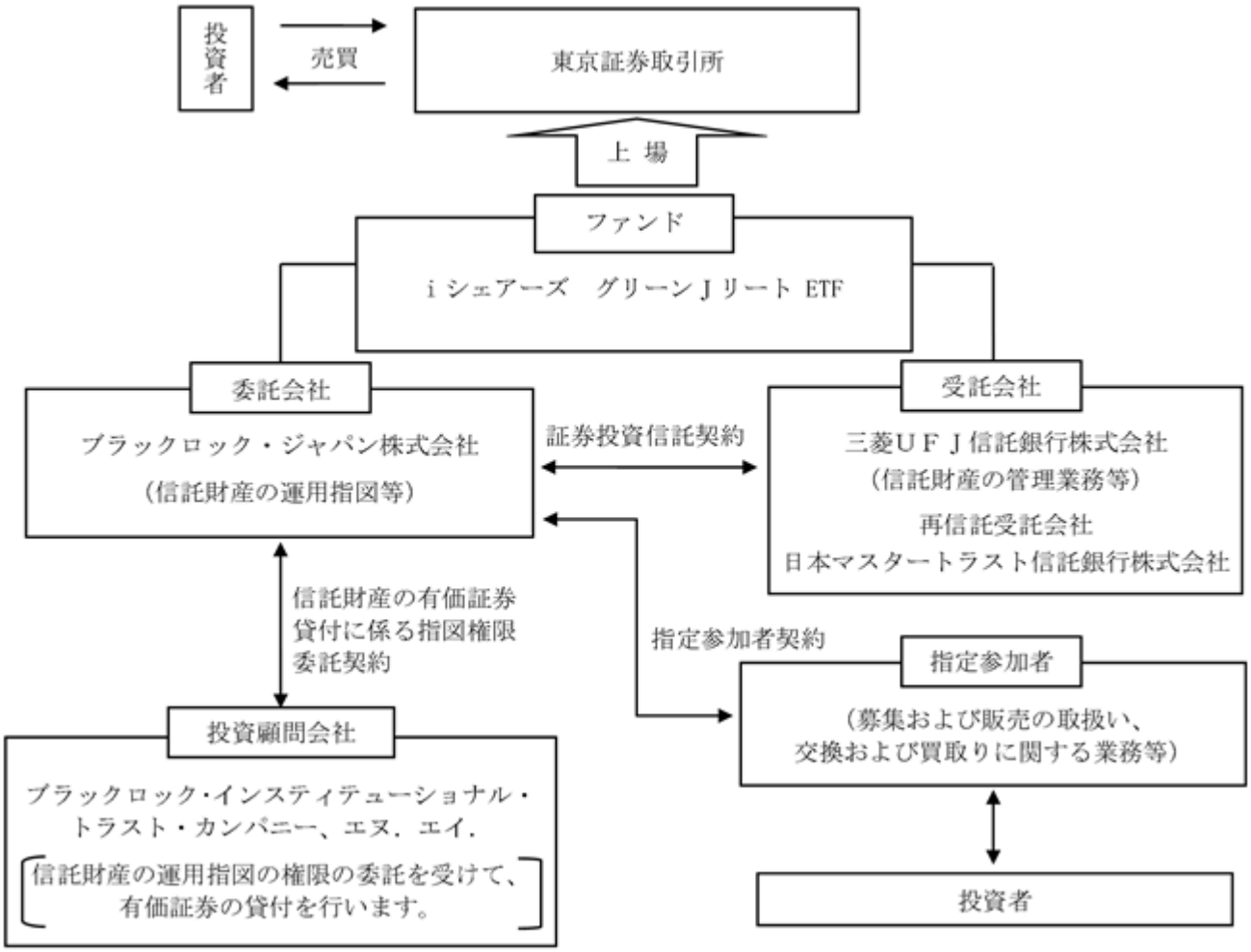

ａ．証券投資信託契約

当契約は、当ファンドを成立させるにあたり、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の定めるところにしたがって作成され、あらかじめ監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間に締結されます。主要な内容は、運用の基本方針、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、信託の元本および収益の管理および運用指図に関する事項等です。

ｂ．指定参加者契約

指定参加者の指定、受益権の取得、交換の請求、指定参加者の取次業務および手数料に関する事項等が定められています。

ｃ．信託財産の有価証券貸付に係る指図権限委託契約

有価証券貸付代理人への有価証券貸付に係る指図権限の委託ならびに当該業務内容等について規定しています。

② 委託会社の概況

2024年７月末現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

ａ．資本金　3,120百万円

ｂ．沿革

1985年１月	メリルリンチ投資顧問株式会社 （後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社）設立 1987年３月　証券投資顧問業者として登録 1987年６月　投資一任業務認可を取得 1997年12月　投資信託委託業務免許を取得
1988年３月	バークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 （後のバークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社）設立 1988年６月　証券投資顧問業者として登録 1989年１月　投資一任業務認可を取得 1998年３月　投資信託委託業務免許を取得
1999年４月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 （後のブラックロック・ジャパン株式会社）設立 1999年６月　証券投資顧問業者として登録 1999年８月　投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」

ｃ．大株主の状況

株主名	住所	所有 株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号	15,000株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

①　ファンドは、主として対象指数に採用されている銘柄および採用が決定された銘柄の不動産投資信託証券に投資することにより、対象指数に高位に連動する投資成果を目指します。

②　次の場合には、組入銘柄の調整を行う場合があります。
・対象指数採用銘柄に変更または資本移動等、採用銘柄の指数採用口数の修正が行われた場合もしくは当該修正が公表された場合
・対象指数の計算方法が変更された場合
・このファンドにおける追加信託、交換が行われた場合
・その他、委託会社が、約款に規定する「運用の基本方針」に沿った運用を達成するために必要と認めた場合
なお、調整の過程で余裕資金が発生した場合には、不動産投資信託証券に投資するまでの間、コール・ローンなどによって運用する場合があります。

③　対象指数に連動する投資成果を目指すため、不動産投信指数先物取引の買建を行うことができます。

④　ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ．エイ．(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

⑤　資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドは、業種構成比、銘柄別構成比等のポートフォリオ特性を限りなくベンチマークに近づけるようにポートフォリオを構築することにより、ベンチマークとの高い連動性を目指します。

※　委託会社は、自己または第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行いまたは行うことがある場合、投資者の利益を害しないことを確保するため、売買執行管理規程等の社内規程により管理します。

「FTSE EPRA Nareitグリーン・フォーカスJ-REITセレクト・インデックス（配当込み）」
の著作権等について

iシェアーズ　グリーンＪリート ETF (以下「本ファンド」)の開発は、ブラックロックのみにより行われています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ会社(FTSE International Limitedを含む)(以下総称して「LSE グループ」)、European Public Real Estate Association(以下「EPRA」)、またはThe National Association of Real Estate Investments Trusts(以下「Nareit」)(以下総称して「ライセンサー当事者」)は、いかなる形においても、本ファンドとの関係を有さず、またスポンサー、保証、販売もしくは販売促進を行うものではありません。FTSE Russellは、特定のLSEグループ会社の取引名です。

FTSE EPRA Nareitグリーン・フォーカスJ-REITセレクト・インデックス（配当込み）(以下「本インデックス」)にかかるすべての権利は、ライセンサー当事者に帰属します。「FTSE®」および「FTSE Russell®」は、該当するLSE グループ会社の商標であり、ライセンス契約に基づき、他のあらゆるLSEグループ会社が使用します。「Nareit®」はNareitの商標、「EPRA®」はEPRAの商標であり、いずれもライセンス契約に基づき、LSEグループが使用します。

本インデックスは、FTSE International Limitedまたはその関連会社、代理人もしくはパートナーによって、またはこれらからの委託を受けて算出されています。ライセンサー当事者は、(a)本インデックスの使用、本インデックスへの依拠もしくは本インデックスの誤り、または(b)本ファンドへの投資もしくはその運用から生じる、いかなる者に対する責任も負うものではありません。ライセンサー当事者は、本ファンドから得られる結果、またはブラックロックによる提供の目的に対する本インデックスの適切性のいずれについても、主張、予想、保証、表明を行わないものとします。

（２）【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

ａ．有価証券

ｂ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

ｃ．金銭債権（預金、コール・ローンを含みａ．およびｄ．に掲げるものに該当するものを除きます。）

ｄ．約束手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託財産を主として投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）および投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

ａ．国債証券

ｂ．地方債証券

ｃ．特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債券を除きます。）

ｄ．短期社債等（社債等の振替に関する法律第66条第１号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第１項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第２条第８項に規定する特定短期社債、商工組合中央金庫法第33条ノ２に規定する短期商工債、信用金庫法第54条の４第１項に規定する短期債および農林中央金庫法第62条の２第１項に規定する短期農林債をいいます。）

ｅ．コマーシャル・ペーパー

ｆ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

ｇ．外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、ａ．からｃ．の証券を「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

ａ．預金

ｂ．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ｃ．コール・ローン

ｄ．手形割引市場において売買される手形

（３）【運用体制】

＜運用体制＞

- ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。
- ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。
- 社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、あるいは投資委員会等の開催により、各ファンドの投資方針等にしたがって運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。
- 当ファンドの運用は、株式インデックス運用部（６名程度）が担当いたします。

＜意思決定プロセス＞

▼ポートフォリオの運用を始めるに先立って、運用上の基本的事項（運用目標、運用方針、信託約款、運用上の制約条件等）について、株式インデックス運用部会議を開催し運用基本方針・運用計画を決定します。運用基本方針・運用計画は、投資委員会に報告されます。

▼ポートフォリオの構築・運用にあたって必要な投資環境分析、市場分析および運用モデルの設定等については、各運用部が主体となって行っているポートフォリオ・マネジメント会議にて行われます。運用モデルを用いることにより特定個人の恣意が働きにくい運用を遂行しておりますが、それらが有効に働いているかどうかのモニタリング・改善策や、相場急変時における対応策等も同会議にて審議されます。

▼投資委員会では、運用のリスクおよびパフォーマンスについて定期的に分析・検討を行います。

※ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

ブラックロックにおける全社的なスチュワードシップ方針

ブラックロックのインベストメント･スチュワードシップチームは、各運用チームと連携しながら、以下のアプローチでスチュワードシップ活動を実施しています。詳細は当社ウェブサイトでご覧いただけます。

https://www.blackrock.com/jp/individual/ja/about-us/stewardship

1.投資先企業に対する対話（エンゲージメント）と議決権行使を行います。

2.お客様の利益最大化の観点から、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことで、スチュワードシップ責任を果たすことを目指します。

※上記方針は、当ファンドまたは主要投資対象ファンドにおける固有の方針ではなく、インベストメント･スチュワードシップチームが行うエンゲージメントは、当ファンドまたは主要投資対象ファンドの運用目標の達成を目的とするものでもありません。

ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約10.6兆ドル＊（約1,712兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザリー・サービスの提供を行っております。

＊2024年６月末現在。（円換算レートは１ドル＝160.86円を使用）

（４）【分配方針】

①　年４回の毎決算時（原則として２、５、８、11月の各９日。）に、経費等控除後の配当等収益（分配金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）の全額を分配することを原則とします。

②　信託財産から生ずる配当等収益と前期から繰越した分配準備積立金は、信託の計算期間ごとに、信託報酬ならびに約款に規定する諸費用およびこれらに係る消費税等（以下、本項目において「経費」といいます。）の額の合計額を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を投資者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立

金として積立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、経費および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

③　毎計算期末に信託財産から生じた下記のａ．に掲げる利益の合計額は、ｂ．に掲げる損失の合計額を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補填した後、次期に繰越します。

ａ．有価証券売買益、先物取引等取引益、追加信託差益金、交換差益金

ｂ．有価証券売買損、先物取引等取引損、追加信託差損金、交換差損金

（５）【投資制限】

①　投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②　投資する投資信託証券の範囲

ａ．委託会社が投資することを指図する投資信託証券は金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券とします。ただし、投資主への割当により取得する不動産投資信託証券はこの限りではありません。

ｂ．ａ．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の不動産投資信託証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ｃ．対象指数から除外された不動産投資信託証券は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該不動産投資信託証券の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。

③　外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資は、原則として行いません。

④　有価証券の貸付の指図および範囲

ａ．委託会社（約款に規定する委託会社から委託を受けたものを含みます。以下、本項において同じ。）は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券をｂ．に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

ｂ．有価証券の貸付けは、貸付時点において、貸付有価証券の時価合計額が、信託財産の保有する有価証券の時価合計額を越えないこととします。

ｃ．ｂ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ｄ．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑤　先物取引等の指図および範囲

委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）のうち不動産投信指数を対象とする先物取引および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑥　公社債の借入れの指図および範囲

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。

ｂ．ａ．の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ｃ．換金等の事由により、ｂ．の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ｄ．ａ．の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑦　デリバティブ取引等に係る投資制限

ａ．一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

ｂ．以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の５で定めるものをいいます。）を行いません。

・当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
・当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的
・当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

⑧　信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うものとします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きによる影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドに係る主なリスクは以下のとおりです。

①基準価額の変動要因

ａ．不動産投資信託証券への投資リスク

不動産投資信託証券に投資します。不動産投資信託証券は、保有不動産の評価額等の状況、市場金利の変動、レバレッジ（借入）状況、保有不動産の運営状況（賃料収入、物件価値の維持・向上等）、不動産市況や株式市場の動向等により価格が変動します。また、不動産投資信託証券を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になることが考えられます。加えて、不動産投資信託証券の運営上のリスクの影響（当該不動産投資信託証券の上場廃止等）を受けることが想定されます。このような事態が生じた場合にはファンドの運用成果に影響を与えます。

ｂ．ESGを運用プロセスにおいて勘案する際の制約要因やリスク

連動対象とする指数がESG特性を考慮している限り、投資機会や、投資対象となる銘柄が制限されることがあります。そのため、ESG特性を考慮しないファンドに比べて、当ファンドの運用成果が下回る可能性があります。また、当ファンドは市場全体と比べて特定の銘柄や業種へ高い比率で投資することもあり、市場全体あるいは他のESG基準を使用するファンドの運用成果を下回る可能性があります。指数提供者は、組入れ銘柄のESG特性や指数のESG目標・制約を、指数のリバランス時にのみ評価する場合があります。そのため、有価証券がESG基準を満たさなくなったとしても、次回のリバランスまでは連動指数に含まれる可能性があります。従って、連動指数に含まれる特定の有価証券や指数全体が、指数提供者の設けたESG基準を常に満たし続けない可能性があります。

ｃ．有価証券の貸付等におけるリスク

有価証券の貸付等において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと、また契約期限どおりに貸付有価証券が返却されないこと等）が生じる可能性があり、損失を被ることがあります。

また、貸付有価証券等が返却されない等の契約不履行が生じた場合、借主より差し入れられた担保有価証券等（担保には、ブラックロック・グループが設定または運用するファンドが含まれる場合があります。）により清算処理を行いますが、貸付有価証券または担保有価証券の評価額の時価変動等により、ファンドが損失を被ることがあります。

これらのリスクを低減させるため、ファンドはブラックロックの関係会社との間の補償契約の対象となる場合があります。当該補償契約の対象となった場合、貸付契約不履行時に担保有価証券の価値が貸付有価証券の価値に満たなかった時には、当該補償により貸付有価証券の全てが補償されます。

②連動対象とする指数に関する留意点

ａ．対象指数と基準価額の乖離要因

当ファンドは、基準価額が対象指数の動きと高位に連動することを目指しますが、主として次のような要因があるため、対象指数と一致した推移をすることを運用上約束するものではありません。

・信託財産で保有する有価証券と対象指数の構成銘柄が必ずしも一致しないこと
・基準価額算出に用いられる時価と対象指数算出に用いられる時価が必ずしも一致しないこと
・信託財産の構成時および対象指数の構成銘柄の変更などによってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること
・ポートフォリオを構築するまでの間、および組入銘柄の配当金等や権利処理によって信託財産に現金が発生すること
・先物取引を利用した場合、先物価格と対象指数との間に価格差があること
・信託報酬等およびその他の諸費用を負担すること
・有価証券の貸付により、貸付報酬が得られること

ｂ．指数に関するリスク

当ファンドはベンチマークとなる指数の提供者が公表する価格や収益率に連動する運用成果を目指しますが、指数提供者による指数の構成や計算の局面における正確性は確保されていません。指数提供者は、指数の構成銘柄および計算方法等について開示していますが、指数に関するデータの品質、正確性または完全性について責任を負うものではなく、また、指数が開示された計算方法等にしたがって算出されたことを保証するものでもありません。当ファンドは、提供された指数に対して整合的な運用成果を得ることを目的としており、委託会社が指数提供者のエラーを補償し、またはその責任を負うものではありません。データの品質、正確性または完全性に関するエラーは時として起こり得るものであり、また、一定期間発見されず訂正されない可能性があります。指数提供者のエラーに関連する損益や費用は、当ファンドおよび投資者に帰属します。たとえば、指数に誤った構成銘柄が含まれる場合、公表された指数への連動を目指す当ファンドにおいても当該構成銘柄へのマーケット・エクスポージャーを有することとなる一方、他の構成銘柄へのエクスポージャーは低減することになります。このように、指数の誤りはファンドの運用成果に正または負の影響を及ぼす可能性があります。また、構成銘柄の誤りを修正する等のために指数が臨時にリバランスされ、それに伴いファンドのポートフォリオの調整が行われる場合、調整から生じる取引費用やマーケット・エクスポージャーは当ファンドが負担することになります。予定していないリバランスにより、ファンドの収益率が指数の収益率に正確に連動できないリスク（トラッキング・エラーのリスク）にさらされる可能性があります。したがって、指数提供者による指数の誤りや臨時のリバランスは、当ファンドに係る費用とマーケット・エクスポージャー・リスクを増大させる可能性があります。

③ファンド運営上のリスク

ａ．取得申込の受付および交換請求の受付の停止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込の受付および交換請求の受付を停止する場合があります。この場合、すでに受付けた受益権の取得申込または交換請求の取消を行う場合があります。

ｂ．ファンドの繰上償還

ファンドは、以下に該当することとなった場合は、受託会社と合意の上、信託を終了させます。

(a)受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合

(b)対象指数が廃止された場合

(c)対象指数の計算方法その他の変更等に伴って行う信託約款の変更が書面決議により否決された場合

また、ファンドは、信託契約締結日から３年経過した日以降に、交換により受益権の口数が1,500万口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、信託期間の途中でもファンドを償還させる場合があります。

ｃ．法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があり、当ファンドの運用成果に影響を与えることがあります。

当ファンド（上場投資信託証券に投資を行う場合は当該上場投資信託証券を含む。（以下「当ファンド等」といいます。））に関連する法域（当ファンド等の発行国、上場地域、販売地域もしくは投資対象地域、取引市場の属する法域、デリバティブ取引の取引契約または取引相手が属する法域他）の税法の変更は、当該法域における当ファンド等の納税申告区分に影響を与え、当ファンド等の運用成果に影響を与えます。具体的には、法令変更もしくは法令解釈の変更等により、投資収益への源泉徴収税その他の課税額の増加、当初予定された税還付が受けられなくなる、その他事情に伴い、当ファンド等の純資産価額が減少する可能性があります。

当ファンド等では、米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「ＦＡＴＣＡ」といいます。）を遵守すべく所要の対応が行われています。ただし、必ずしもＦＡＴＣＡが常に遵守されることを保証するものではなく、対応に不備等が認められた場合は、米国資産に係る投資収益に対して30％の源泉徴収税が課され、それに伴い当ファンド等が損失を被る可能性があります。

ｄ．流動性リスクに関する事項

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク（流動性リスク）があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

・不動産投資信託証券の価格変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、不動産投資信託市場動向が不安定になった場合

※金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。

ｅ．収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

※　リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

（参考情報）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（2019年8月～2024年7月）

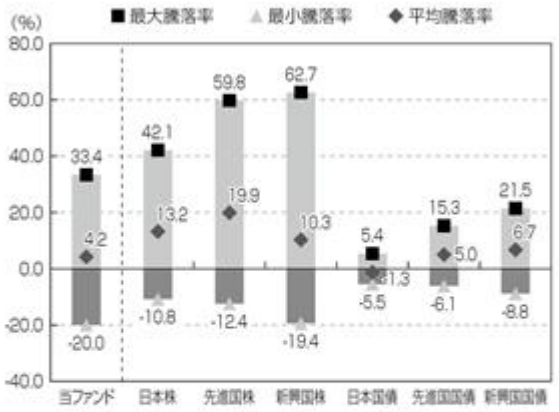

※上記グラフは、過去5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当ファンドの設定日が2022年5月24日のため、設定前の期間のデータは、ベンチマークの数値を用いて計算しておりますので、当ファンドの実績とは異なります。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数
日本株…… 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株…… MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）
新興国株…… MSCIエマージング・マーケッツ指数（配当込み、円ベース）
日本国債…… NOMURA－BPI国債
先進国国債… FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国国債… J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）
（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

（2019年8月～2024年7月）

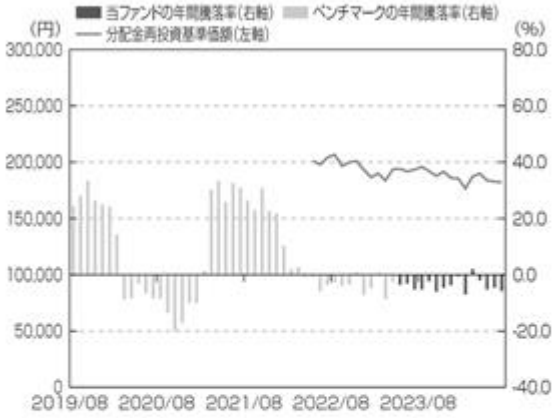

※上記グラフは、過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。なお、設定前の期間については、ベンチマークの年間騰落率を表示しておりますので、当ファンドの実績ではありません。また、分配金再投資基準価額は2022年5月末からの期間について表示しております。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜各指数について＞

東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する我が国を代表する指数です。東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値および東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）およびMSCIエマージング・マーケッツ指数（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケッツ指数（配当込み、円ベース）は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
NOMURA－BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA－BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA－BPI国債を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

指定参加者は、当該指定参加者が定める申込手数料（消費税等相当額を含む。）を投資者から徴収することができるものとします。

詳細は、指定参加者にお問い合わせください。なお、指定参加者については、委託会社までお問い合わせください。

申込手数料は、取得時の商品説明、取得に関する事務手続き等の役務の対価として取得時にお支払いいただくものです。

（2）【換金（解約）手数料】

指定参加者は、投資者が交換を行うときおよび受益権の買取を行うときは、当該投資者から、指定参加者が独自に定める手数料（消費税等相当額を含む。）を投資者から徴収することができるものとします。詳細は、指定参加者にお問い合わせください。なお、指定参加者については、委託会社までお問い合わせください。

交換（買取）時手数料は、交換または買取に関する事務手続き等の役務の対価として交換時または買取時にお支払いいただくものです。

（3）【信託報酬等】

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.165%（税抜0.15%）以内の率を乗じて得た金額とします。信託報酬に係る委託会社および受託会社間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次のとおりとします。

	信託報酬の配分		役務の内容
委託会社	年0.13750% （税抜0.1250%）		ファンドの運用、基準価額の計算、各種書類の作成等
受託会社	純資産総額が 2,000億円以下の部分	年0.02750% （税抜0.0250%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等
	2,000億円超 8,000億円以下の部分	年0.02475% （税抜0.0225%）	
	8,000億円超の部分	年0.02200% （税抜0.0200%）	

※ファンドが投資対象とする不動産投資信託証券においても費用は発生しますが、当該証券は市場の需給により価格形成されるため、その費用は表示できません。

上記の信託報酬の総額は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

（4）【その他の手数料等】

① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、その都度、信託財産中より支弁されます。

② 信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引等に要する費用は、その都度、信託財産中より支弁されます。

③ 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等相当額は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁されます。

④ 下記の費用は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1．上場に係る費用

2．対象指数の商標の使用料

委託会社は、年0.033%（税抜0.03%）を上限とする、上記の費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで算出する率を毎日純資産総額に対して乗じて得た額、または上記の費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで算出する額を、上記の費用の支払の合計額とみなして、ファンドから受領することができます。費用および費用に係る消費税等相当額は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁されます。

⑤　有価証券の貸付を行った場合はその都度、ファンドの収益となる品貸料に50%以内を乗じて得た額が報酬としてファンドから運用の委託先等に支払われます。

※その他の費用・手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、上場証券投資信託等（租税特別措置法第９条の４の２第１項に規定する上場証券投資信託等をいいます。）として取扱われます。

①　個人の投資者に対する課税

ａ．受益権の売却時

原則として、譲渡益につき20.315%(所得税15.315%、地方税５%)の税率が適用となる「申告分離課税」の取扱いとなります。源泉徴収選択口座においては申告が不要となる特例があります。

ｂ．収益分配金の受取り時

原則として、分配金の受取り時に20.315%(所得税15.315%、地方税５%)の税率による源泉徴収が適用となります。確定申告を行い申告分離課税または総合課税（配当控除は適用されません）を選択することも可能です。

ｃ．受益権と現物有価証券との交換

交換される場合には、指定参加者にお問い合わせください。指定参加者につきましては、委託会社までお問い合わせください。

ｄ．譲渡損失と収益分配金との間の損益通算

売却時および交換時の差損（譲渡損失）については、確定申告により上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得の金額（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」をご利用の場合
少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。
ＮＩＳＡをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、第一種金融商品取引業者で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となり、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。
当ファンドはＮＩＳＡの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、第一種金融商品取引業者により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。

② 法人の投資者に対する課税

ａ．受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

ｂ．収益分配金の受取り時

原則として、分配金の受取り時に15.315％(所得税15.315％)の税率による源泉徴収が適用となります。なお、当ファンドは益金不算入制度は適用されません。

ｃ．受益権と現物有価証券との交換

交換される場合には、指定参加者にお問い合わせください。指定参加者につきましては、委託会社までお問い合わせください。

※上記は2024年７月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税制優遇を含めた税金の各種取扱いは、個々の投資者の状況によって異なり、上記の内容はその完全性・網羅性を保証するものではありません。当ファンドの投資者に適用される税務の詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

以下の運用状況は2024年７月末現在のものです。

「ｉシェアーズ　グリーンＪリート ETF」

（１）【投資状況】

資産の種類		金額（円）	投資比率（％）
投資証券		12,417,111,500	98.81
	内　日本	12,417,111,500	98.81
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		149,006,154	1.19
純資産総額		12,566,117,654	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a．上位30銘柄

	銘柄	国/地域	種類	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本プロロジスリート投資法人	日本	不動産業	3,978	271,969.07	1,081,892,967	247,100.00	982,963,800	7.82
2	アドバンス・レジデンス投資法人	日本	不動産業	2,964	339,083.73	1,005,044,196	315,000.00	933,660,000	7.43
3	積水ハウス・リート投資法人	日本	不動産業	11,681	81,285.24	949,492,975	79,300.00	926,303,300	7.37
4	日本ビルファンド投資法人	日本	不動産業	1,421	595,170.77	845,737,672	579,000.00	822,759,000	6.55
5	ＧＬＰ投資法人	日本	不動産業	5,494	132,333.29	727,039,121	131,400.00	721,911,600	5.74
6	ＫＤＸ不動産投資法人	日本	不動産業	4,142	157,085.79	650,649,346	154,600.00	640,353,200	5.10
7	オリックス不動産投資法人	日本	不動産業	3,892	166,904.28	649,591,494	156,100.00	607,541,200	4.83
8	大和証券リビング投資法人	日本	不動産業	5,875	107,171.59	629,633,129	101,900.00	598,662,500	4.76
9	ラサールロジポート投資法人	日本	不動産業	3,189	155,400.30	495,571,571	148,200.00	472,609,800	3.76
10	大和ハウスリート投資法人	日本	不動産業	1,784	262,092.81	467,573,581	242,100.00	431,906,400	3.44
11	ジャパンリアルエステイト投資法人	日本	不動産業	784	533,369.78	418,161,909	520,000.00	407,680,000	3.24
12	ジャパン・ホテル・リート投資法人	日本	不動産業	5,097	83,577.39	425,993,984	76,800.00	391,449,600	3.12
13	ジャパンエクセレント投資法人	日本	不動産業	2,942	125,968.15	370,598,324	119,400.00	351,274,800	2.80
14	森ヒルズリート投資法人	日本	不動産業	2,659	136,400.17	362,688,076	128,600.00	341,947,400	2.72
15	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	日本	不動産業	789	449,991.45	355,043,255	422,500.00	333,352,500	2.65
16	大和証券オフィス投資法人	日本	不動産業	1,061	291,297.52	309,066,675	293,400.00	311,297,400	2.48
17	いちごオフィスリート投資法人	日本	不動産業	3,325	84,579.68	281,227,465	83,800.00	278,635,000	2.22
18	アクティビア・プロパティーズ投資法人	日本	不動産業	786	392,204.27	308,272,558	353,500.00	277,851,000	2.21
19	三菱地所物流リート投資法人	日本	不動産業	615	398,572.09	245,121,838	378,500.00	232,777,500	1.85
20	星野リゾート・リート投資法人	日本	不動産業	433	558,684.71	241,910,481	519,000.00	224,727,000	1.79
21	野村不動産マスターファンド投資法人	日本	不動産業	1,512	153,338.70	231,848,129	147,700.00	223,322,400	1.78
22	ＮＴＴ都市開発リート投資法人	日本	不動産業	1,751	122,004.04	213,629,081	116,200.00	203,466,200	1.62

23	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	日本	不動産業	651	339,275.07	220,868,073	311,500.00	202,786,500	1.61
24	イオンリート投資法人	日本	不動産業	1,549	136,796.25	211,897,403	129,600.00	200,750,400	1.60
25	東急リアル・エステート投資法人	日本	不動産業	938	161,720.26	151,693,604	151,700.00	142,294,600	1.13
26	グローバル・ワン不動産投資法人	日本	不動産業	1,307	105,065.02	137,319,990	101,200.00	132,268,400	1.05
27	ＳＯＳＩＬＡ物流リート投資法人	日本	不動産業	1,067	123,796.13	132,090,479	116,000.00	123,772,000	0.98
28	産業ファンド投資法人	日本	不動産業	927	130,683.55	121,143,655	123,600.00	114,577,200	0.91
29	日本アコモデーションファンド投資法人	日本	不動産業	166	665,248.22	110,431,206	642,000.00	106,572,000	0.85
30	日本プライムリアルティ投資法人	日本	不動産業	316	342,077.30	108,096,429	326,500.00	103,174,000	0.82

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

b．種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	98.81

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

種類	地域	取引所	資産名	買建/売建	数量	帳簿価額（円）	時価評価額（円）	投資比率(%)
不動産投信指数先物取引	日本	大阪取引所	東証REIT指数先物2024年９月限	買建	83	141,392,570	142,137,500	1.13

（注１）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。
（注２）評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2024年７月末現在、同日前１年以内における各月末および各特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

特定期間	計算期間	純資産総額		１口当たりの純資産額		市場価格（円）
		分配落（円）	分配付（円）	分配落（円）	分配付（円）	
第１特定期間	第１期(2022年８月９日)	2,176,876,696	2,189,784,448	202.379	203.579	203.0
第２特定期間	第２期(2022年11月９日)	6,201,128,534	6,229,709,348	195.271	196.171	197.5
	第３期(2023年２月９日)	6,131,977,555	6,178,537,894	184.379	185.779	187.0
第３特定期間	第４期(2023年５月９日)	8,003,732,833	8,079,796,126	189.404	191.204	190.5
	第５期(2023年８月９日)	8,422,568,093	8,490,460,751	186.086	187.586	186.4
第４特定期間	第６期(2023年11月９日)	9,176,246,505	9,273,652,376	178.992	180.892	180.3
	第７期(2024年２月９日)	10,093,868,707	10,193,774,930	171.757	173.457	172.8
第５特定期間	第８期(2024年５月９日)	11,053,354,725	11,176,893,609	178.945	180.945	180.9
	第９期(2024年８月９日)	12,932,243,805	13,040,771,023	166.826	168.226	167.6
2023年７月末現在		8,516,176,029	－	188.154	－	188.8
2023年８月末現在		8,699,285,198	－	189.048	－	190.0
2023年９月末現在		9,078,983,196	－	185.224	－	186.2
2023年10月末現在		9,287,495,420	－	181.162	－	182.0
2023年11月末現在		9,378,494,351	－	182.937	－	180.7
2023年12月末現在		9,103,734,354	－	177.578	－	178.3
2024年１月末現在		10,012,599,449	－	177.160	－	177.8
2024年２月末現在		10,437,234,290	－	166.947	－	168.0
2024年３月末現在		11,081,141,193	－	177.246	－	178.4
2024年４月末現在		11,091,299,055	－	179.560	－	178.9
2024年５月末現在		11,898,107,816	－	171.766	－	171.7
2024年６月末現在		12,093,408,893	－	170.885	－	171.2
2024年７月末現在		12,566,117,654	－	170.343	－	170.4

（注）市場価格とは、東京証券取引所における当日終値です。ただし、当日の終値がつかない場合においては、直近日の終値を記載しています。

②【分配の推移】

特定期間	計算期間	１口当たりの分配金（円）
第１特定期間	第１期	1.2
第２特定期間	第２期	0.9
	第３期	1.4
第３特定期間	第４期	1.8
	第５期	1.5
第４特定期間	第６期	1.9
	第７期	1.7
第５特定期間	第８期	2.0
	第９期	1.4

③【収益率の推移】

特定期間	計算期間	１口当たり純資産額の収益率の推移	市場価格の収益率の推移
		収益率（%）	収益率（%）
第１特定期間	第１期	1.8	1.5
第２特定期間	第２期	△3.1	△2.7
	第３期	△4.9	△5.3
第３特定期間	第４期	3.7	1.9
	第５期	△1.0	△2.2
第４特定期間	第６期	△2.8	△3.3
	第７期	△3.1	△4.2
第５特定期間	第８期	5.3	4.7
	第９期	△6.0	△7.4

（注1）　各計算期間の１口当たり純資産額の収益率は、計算期間末の１口当たりの純資産額（分配付の額）から、当該計算期間の直前の計算期間末の１口当たりの純資産額（分配落の額。以下「前期末１口当たり純資産額」といいます。）を控除した額を前期末１口当たり純資産額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。なお、第１期計算期間については、2022年８月９日の１口当たり純資産額（分配付の額）から設定時（設定日：2022年５月24日）の１口当たり純資産額を控除した額を、設定時の１口当たり純資産額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

（注2）　各計算期間の市場価格の収益率は、計算期間末の市場価格から、当該計算期間の直前の計算期間末の市場価格（以下「前期末市場価格」といいます。）を控除した額を、前期末市場価格で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。なお、第１期計算期間については、2022年８月９日の市場価格から設定時（設定日：2022年５月24日）の市場価格を控除した額を、設定時の市場価格で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

（４）【設定及び解約の実績】

特定期間	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第１特定期間	第１期	10,756,460	－
第２特定期間	第２期	21,000,000	－
	第３期	2,250,000	749,075
第３特定期間	第４期	9,000,000	－
	第５期	6,750,000	3,745,613
第４特定期間	第６期	8,250,000	2,245,524
	第７期	9,000,000	1,497,881
第５特定期間	第８期	3,750,000	748,925
	第９期	15,750,000	－

（参考情報）

運用実績

2024年7月末現在

基準価額・純資産の推移

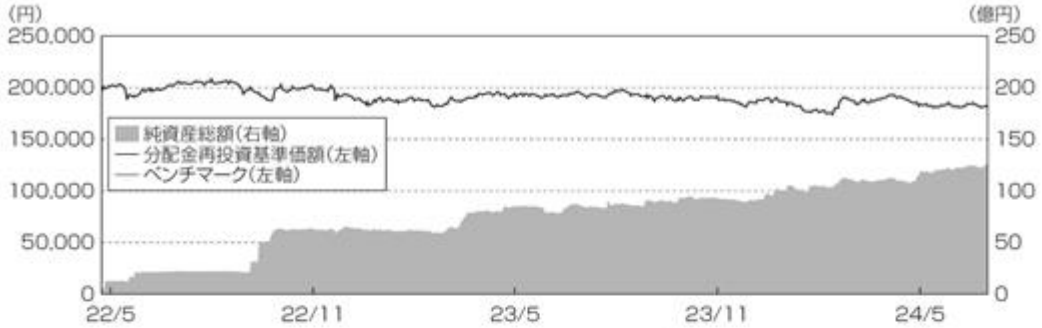

※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧下さい。グラフ上のベンチマークについては、グラフの起点時の分配金再投資基準価額に基づき指数化しています。
※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとみなして算出しています。

分配の推移

設定来累計		12,400円
第4期	2023年 5月	1,800円
第5期	2023年 8月	1,500円
第6期	2023年11月	1,900円
第7期	2024年 2月	1,700円
第8期	2024年 5月	2,000円

※分配金は税引前、1,000口当たり

主要な資産の状況

組入上位10銘柄(%)

	銘柄名	比率
1	日本プロロジスリート	7.8
2	アドバンス・レジデンス	7.4
3	積水ハウス・リート投資	7.4
4	日本ビルファンド	6.5
5	GLP投資法人	5.7
6	KDX不動産投資法	5.1
7	オリックス不動産投資	4.8
8	大和証券リビング投	4.8
9	ラサールロジポート投資	3.8
10	大和ハウスリート	3.4

年間収益率の推移

※ファンドの収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして算出しています。
※2015年は、ベンチマークの算出が開始された9月21日から年末までの収益率を表示しております。
※2016年から2021年は、ベンチマークの年間収益率を表示しています。
※2022年は、ファンドは設定日(5月24日)から年末までの収益率を、ベンチマークは年初から年末までの収益率を表示しています。

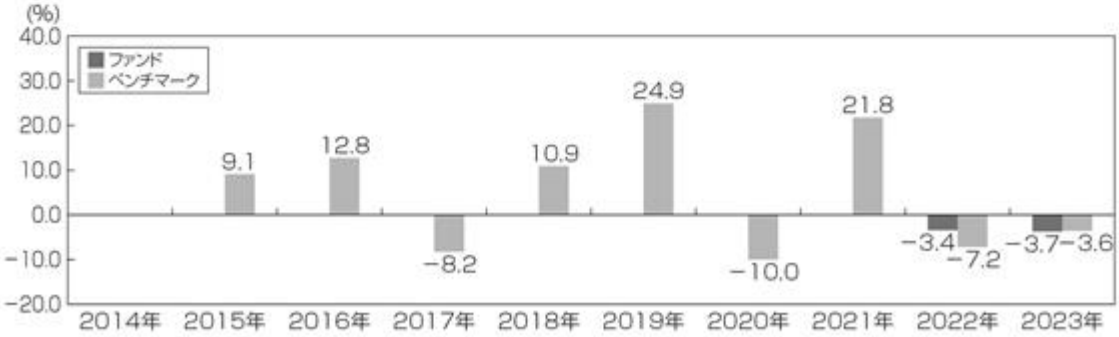

※運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。
※ベンチマークはあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

申込期間中の毎営業日に、受益権の募集が行われます。指定参加者は、受益権の取得申込を受付けます。
指定参加者については、下記の照会先までお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社 電話番号：03-6703-4100（受付時間　営業日の９：00～17：00） ホームページ：www.blackrock.com/jp/

(2) 委託会社は、１クリエーション・ユニット相当の口数を取得するために必要な有価証券として委託会社が指定する対象指数構成銘柄および金銭を、ＰＣＦとして、取得申込受付日の前営業日に指定参加者に提示します。

(3) 指定参加者は、受益権の取得申込を取次ぐことができ、指定参加者が取得申込を取次ぐ投資者にＰＣＦを提示します。

(4) 受益権の取得申込の受付

委託会社は、取得申込受付日の午後３時30分までに委託会社が指定する対象指数構成銘柄および金銭と交換で１クリエーション・ユニットの整数倍に相当する口数の受益権の取得申込を受付けます。委託会社は、取得申込受付日の午後３時30分までに指定参加者所定の事務手続が完了したものを申込受付分とします。

(5) 受益権の申込価額

取得申込受付日の基準価額とします。なお、指定参加者は申込手数料（消費税等相当額を含む。）を徴収することができるものとします。当該申込手数料は、指定参加者が収受するものとします。

(6) (4)の規定にかかわらず、委託会社は、次の①から⑦の期日および期間については、受益権の取得申込に応じないことがあります。この場合はＰＣＦを提示しません。

① 計算期間終了日の前営業日（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の２営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間）
② 委託会社が、約款に規定する「運用の基本方針」に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
③ 対象指数構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間
④ 対象指数構成銘柄の変更実施日および指数構成比率の変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間
⑤ 対象指数構成銘柄の売買停止日
⑥ このファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前５営業日間
⑦ 上記①から⑥のほか、委託会社がこのファンドの運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

(7) 取得申込者は指定参加者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定参加者は、当該取得申込に要するＰＣＦの受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。また、清算機関の業務方法書に定めるところにより、取得申込を受付けた指定参加者が、当該取得申込の受付によって生じるＰＣＦの委託会社への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と指定参加者（指定参加者による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該指定参加者の委託を受けて金融商品取引法第２条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行われます。

(8) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により(6)の規定にかかわらず、受益権の取得申込の受付の停止およびすでに受付けた取得申込の取消、またはその両方を行うことができます。

(9) 指定参加者および取得申込者は取得申込日の午後３時30分以降はその取得申込を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および取得申込者が、取得申込日の午後３時30分までに委託会社に取り消しの申出を行い、委託会社が承認する場合は、その取得申込を取り消すことができます。

(10) 指定参加者は、取得申込日から起算して３営業日目（以下「引渡期限」といいます。）までに当該取得申込に必要な有価証券および金銭を受託会社に引渡すものとします。

(11) 委託会社は、指定参加者が受託会社に引渡そうとする有価証券の評価額が取得申込に係る１クリエーション・ユニットの整数倍の受益権の価額を上回る場合には、クリエーション・ユニットを調整することとします。

(12) 委託会社は、受託会社が(10)に規定する有価証券の引渡しを受けたことを確認したうえで、指定参加者または指定参加者を通じて投資者に受益権を交付するものとします。

(13) 指定参加者は、指定参加者もしくは取得申込者が委託会社に引渡すべき取得時のクリエーション・ユニットを構成する各銘柄および金銭の全部または一部の引渡し（以下「全部または一部の引渡し」といいます。）を引渡期限までに行うことが困難であると判断した場合、直ちに、委託会社および受託会社にこれを通知するものとします。

(14) 委託会社は、(13)の通知を踏まえ、約款に定める「運用の基本方針」に沿った運用、受益権の取得申込・交換その他この信託の運営に支障を来すおそれがないものと委託会社が認める期間内に全部または一部の引渡しができないと判断した場合は、指定参加者および取得申込者からすでに受付けた取得申込の取消を行うことができます。

(15) (14)において、全部または一部の引渡しができないことに起因して信託財産その他に損害が生じた場合には、指定参加者がすべての責を負うものとします。

２【換金（解約）手続等】

(1) 信託の一部解約

投資者は、自己に帰属する受益権について、信託期間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することはできません。

(2) 受益権と信託財産に属する有価証券との交換

① 指定参加者および一定口数以上の交換請求を行う投資者（以下「交換請求者」といいます。）は、委託会社または指定参加者に対し、交換請求受付日の午後３時30分までに、１クリエーション・ユニットの整数倍の振替受益権をもって、当該請求に係る受益権とその信託財産に属する有価証券のうち、当該受益権の価額に相当する有価証券との交換を請求することができます。

② 委託会社は、ＰＣＦを交換請求受付日の前営業日に指定参加者に提示します。

③ 指定参加者は、交換請求を取次ぎ、交換請求者にＰＣＦを提示します。

④ 委託会社は、次の１．から７．の期日および期間については、交換請求に応じない場合があります。この場合、ＰＣＦは提示しません。

１．計算期間終了日の前営業日（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の２営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間）
２．委託会社が、約款に規定する「運用の基本方針」に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
３．対象指数構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間
４．対象指数構成銘柄の変更実施日および指数構成比率の変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間
５．対象指数構成銘柄の売買停止日
６．このファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前５営業日間
７．１．から６．のほか、委託会社がこのファンドの運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

⑤ 交換時の受益権の価額は、交換請求受付日の基準価額とします。当該基準価額の算出方法、算出頻度については「第３　管理及び運営　３　資産管理等の概要　(1)資産の評価」をご覧ください。指定参加者は個別に定める取次ぎ手数料（消費税等相当額を含む。）を徴することができるものとします。

⑥ ①の交換の請求を行う投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、⑫に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、清算機関の業務方法書に定めるところにより、指定参加者が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行います。

⑦ 受託会社は、⑫の委託会社の交換の指図に基づいて、交換に係る振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび⑱に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ抹消したものとして取り扱います。

⑧ 委託会社は、交換しようとする有価証券の評価額が交換請求に係る１クリエーション・ユニットの整数倍の受益権の価額を上回る場合には、クリエーション・ユニットを調整することとします。

⑨ 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、交換請求の受付の中止、交換請求の受付の取消またはその両方を行うことができます。

⑩ ⑨の規定により、交換請求の受付を中止したときは、当該受付中止以前に受付け、かつ、委託会社が受付の取消を行わない場合の交換の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受付けたものとして、⑤の規定に準じて計算されたものとします。

⑪　指定参加者および交換請求者は交換請求日の午後３時30分以降はその交換請求を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および交換請求者が、交換請求日の午後３時30分までに委託会社に取り消しの申出を行い、委託会社が承認する場合は、その交換請求を取り消すことができます。

⑫　指定参加者および交換請求者が１クリエーション・ユニットの整数倍の振替受益権をもって委託会社または指定参加者に提示して①の請求を行い、委託会社がその請求を受付けた場合には、委託会社は、当該請求に係る受益権と、当該受益権の価額に相当する有価証券との交換を行うよう受託会社に指図します。

⑬　指定参加者および交換請求者は、委託会社の指定する期限までに当該交換に係る振替受益権の抹消の申請を振替機関に対して行うものとします。受託会社は、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受付けられたことを確認した場合に、委託会社の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。ただし、清算機関の業務方法書に定めるところにより、⑥の交換の請求を受付けた指定参加者が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託会社は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託会社の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。交換有価証券の交付に際しては、原則として当該指定参加者または交換請求者に交換請求受付日から起算して３営業日目から信託財産に属する有価証券の交付を行います。

⑭　指定参加者は、指定参加者もしくは交換請求者が抹消の申請をすべき振替受益権の全部または一部につき抹消の申請が委託会社の指定する期限までに振替機関に受付けられることが困難であると判断した場合、直ちに、委託会社および受託会社にこれを通知するものとします。

⑮　委託会社は、⑭の通知を踏まえ、約款に定める「運用の基本方針」に沿った運用、受益権の取得申込み・交換その他この信託の運営に支障を来すおそれがないものと委託会社が認める期間内に振替受益権の全部または一部の抹消の申請が振替機関に受付けられないと判断した場合は、指定参加者および交換請求者から受付けた交換請求を取り消すことができます。

⑯　⑮において、振替受益権の抹消の申請ができないことに起因して信託財産その他に損害が生じた場合には、指定参加者がすべての責を負うものとします。

⑰　委託会社は、指定参加者または交換請求者が抹消すべき振替受益権の振替口座からの抹消が完了したことを確認したうえで、指定参加者または指定参加者を通じて交換請求者に株式を交付するものとします。

⑱　委託会社は交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託会社は当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

(3) 受益権の買取り（買取請求制）

①　指定参加者は、次の１．と２．に該当する場合で、投資者の請求があるときは、買取請求受付日の午後３時30分までに受付けたものを当日の申込みとして、その受益権を買取ります。ただし、２．の場合の請求は、信託終了日の２営業日前までとします。

１．交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
２．受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合

②　買取価額は、買取請求を受付けた日の基準価額とします。

③　指定参加者は、受益権の買取りを行うときは、基準価額に指定参加者が個別で定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴することができるものとします。

④　指定参加者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを停止することおよびすでに受付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

⑤　受益権の買取りが停止された場合には、投資者は買取り停止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、投資者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受付けたものとして、上記に準じて計算されたものとします。

(4) 信託終了時の交換等

①　委託会社は、この信託が終了することとなったときは、クリエーション・ユニットの整数倍の受益権を有する投資者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引き換えに交換するものとします。

②　①の交換は指定参加者の営業所において行うものとします。

③　①の交換に係る受益権の評価額は信託終了日の５営業日前の基準価額とします。この場合において、投資者が交換により取得する個別銘柄の有価証券の数は、信託終了日の５営業日前の日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

④　指定参加者は、①による交換を行うときは、当該投資者から指定参加者が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

⑤　①の有価証券の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受付けられたことを受託会社が確認した日の翌営業日から起算して３営業日目から行います。

⑥　委託会社は、信託終了日の４営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権（⑤により信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取り扱うこととし、受託会社は、当該受益権に係る振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

⑦　①および③の規定にかかわらず、次の場合には信託終了時の受益権の価額をもとに委託会社が信託終了に関して指定する指定参加者が買取りを行うことを原則とします。

１．①において、投資者の有する口数から有価証券の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権

２．①におけるクリエーション・ユニットに満たない振替受益権（取引所売買単位未満の振替受益権を含みます。）

⑧　⑦に規定する指定参加者は⑦の買取りを行うときは、当該指定参加者が個別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

＜基準価額＞

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。基準価額は組入れる有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

日々の基準価額は、指定参加者または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。なお、ファンドにおいては、基準価額は1,000口当たりの価額で表示されます。

ブラックロック・ジャパン株式会社 電話番号：03-6703-4100（受付時間　営業日の９：00～17：00）

＜有価証券等の評価基準＞

不動産投資信託証券：原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限とします。ただし、ファンドの繰上償還条項に該当することとなった場合には、信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年２月10日から５月９日まで、５月10日から８月９日まで、８月10日から11月９日まで、および11月10日から翌年２月９日までとすることを原則とします。ただし、第１期計算期間は信託契約締結日から2022年８月９日までとします。なお、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

①　信託契約の終了

ａ．委託会社は、信託期間中において、信託契約締結日から３年経過の日以降に、受益権の口数が1,500万口を下回ることとなった場合、その他この信託契約を終了することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｂ．委託会社は、信託期間中において次の各号に該当することとなった場合は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

１．受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合
２．対象指数が廃止された場合
３．対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めたこの信託約款の変更が書面決議により否決された場合

なお、１．に掲げる事由によりこの信託契約を解約する場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続きを開始するものとします。

ｃ．委託会社は、ａ．について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにファンドの償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｄ．ｃ．の書面決議において、投資者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下ｄ．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決

権を有し、これを行使することができます。なお、知れている投資者が議決権を行使しないときは、当該知れている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｅ．ｃ．の書面決議は議決権を行使することができる投資者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ｆ．ｃ．～ｅ．までの規定は、委託会社がファンドの償還について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての投資者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、ｃ．～ｅ．までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

ｇ．信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

ｈ．委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「②信託約款の変更　ｄ．」に規定する書面決議が否決された場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。

ｉ．受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

１．受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由が生じたときは、委託会社または受託会社は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。

２．受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　信託約款の変更

ａ．委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は以下に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

ｂ．委託会社は、ａ．の事項（ａ．の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあってはその併合が投資者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｃ．ｂ．の書面決議において、投資者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下ｃ．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている投資者が議決権を行使しないときは、当該知れている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｄ．ｂ．の書面決議は議決権を行使することができる投資者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ｅ．書面決議の効力は、この信託のすべての投資者に対してその効力を生じます。

ｆ．ｂ．～ｅ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての投資者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

ｇ．ａ．～ｆ．までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

ｈ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、ａ．～ｆ．の規定にしたがいます。

③　反対者の買取請求権

信託契約の終了または信託約款の重大な変更等を行う場合において、書面決議において当該終了または重大な約款変更等に反対した投資者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「①信託契約の終了　ｃ．」または「②信託約款の変更　ｂ．」に規定する書面に付記します。

④　公告

委託会社が投資者に対して行う公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。
www.blackrock.com/jp/
ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。

⑤　関係法人との契約の更改

指定参加者との「指定参加者契約」は、指定参加者または委託会社に当該契約に定める事由が発生した場合、事前の催告および通知を必要とせず、当該契約を解除することができます。

「信託財産の有価証券貸付に係る指図権限委託契約」の契約期間は特に定められておらず、契約の一方当事者から他の当事者への書面による事前通知によりいつでも（ただし、有価証券貸付代理人が契約を終了させようとする場合には、30日前の事前通知により）終了させることができます。

⑥　信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

⑦　運用報告書の作成

当ファンドは運用報告書の作成・交付はいたしません。

4【受益者の権利等】

投資者（受益者）の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権および名義登録

ａ．収益分配金は、計算期間終了日において氏名もしくは名称および住所が受託会社に登録されている者（以下「名義登録受益者＊」といいます。）を当該計算期間終了日における収益分配金受領者とし、当該名義登録受益者に支払います。この場合、名義登録受益者が当該計算期間終了日における受益権の所有者と異なる場合であっても、委託会社および受託会社は当該所有者に対して収益分配金の支払いおよびその他損害についてその責を負わないものとします。

＊受託会社は、この信託に係る受益者名簿を作成し、投資者（受益者）について、その氏名または名称および住所その他受託会社が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。
計算期間終了日において、社振法関係法令等、諸規則等に基づき振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を、振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る投資者（受益者）として、その氏名または名称および住所その他受託会社の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託会社は他の証券代行会社等、受託会社が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。

ｂ．投資者は、原則としてａ．に規定する登録をこの信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。）を経由してａ．の受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が個別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等はａ．に規定する登録を受託会社（受託会社がａ．において受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接行うことができます。

ｃ．ｂ．に規定する名義登録の手続は、ファンドの毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。また、ファンドが終了することとなる場合は、信託終了日の直前５営業日間において名義登録を停止するものとします。

ｄ．社振法関係法令等に基づき振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益権の名義登録の手続きは別に定めるところによります。

ｅ．収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了日から起算して40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行うものとします。なお、名義登録受益者が、ｂ．に規定する会員と別途収益分配金の取扱に係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

ｆ．受託会社は、収益分配金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。

ｇ．受託会社は、支払開始日から５年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託会社に交付するものとします。

ｈ．受託会社は、ｇ．により委託会社に収益分配金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する投資者に対する支払いにつき、その責に任じません。

ｉ．投資者が収益分配金については支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 受益権と信託財産に属する有価証券との交換権

投資者は、一定口数以上の受益権を持って、その持分に相当する信託財産に属する有価証券と交換することを請求できます。

(3) 受益権の買取請求権

投資者が保有する受益権の口数の合計が金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合は、投資者は、指定参加者に対して受益権の買取を請求することができます。

(4) 信託終了時の交換請求権および買取請求権

投資者は、信託が終了するときに、持分に応じて交換を請求する権利および買取を請求する権利を有します。投資者が、信託終了時による交換による有価証券および金銭については信託終了日から、買取代金についてはその支払開始日から、それぞれ10年間その受渡しを請求しないときは、その権利を失います。

(5) 帳簿書類の閲覧権または謄写の請求権

投資者は、委託会社に対しその営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）　当ファンドの計算期間は６ヶ月未満であるため、財務諸表は６ヶ月毎に作成しております。

（３）　当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当特定期間（2024年２月10日から2024年８月９日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【iシェアーズ　グリーンＪリート ETF】

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前特定期間末 (2024年２月９日現在)	当特定期間末 (2024年８月９日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	34,719,653	25,354,776
投資証券	9,962,033,800	12,774,869,800
未収入金	91,051,144	119,529,334
未収配当金	103,665,951	118,237,653
前払金	2,752,440	901,790
差入委託証拠金	7,799,510	9,875,012
流動資産合計	10,202,022,498	13,048,768,365
資産合計	10,202,022,498	13,048,768,365
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	3,179,960	2,000,210
未払金	226,600	―
未払収益分配金	99,906,223	108,527,218
未払受託者報酬	651,749	824,419
未払委託者報酬	3,258,815	4,122,153
その他未払費用	930,444	1,050,560
流動負債合計	108,153,791	116,524,560
負債合計	108,153,791	116,524,560
純資産の部		
元本等		
元本	11,753,673,400	15,503,888,400
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,659,804,693	△2,571,644,595
（分配準備積立金）	2,073,215	6,864,905
元本等合計	10,093,868,707	12,932,243,805
純資産合計	10,093,868,707	12,932,243,805
負債純資産合計	10,202,022,498	13,048,768,365

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前特定期間 (自　2023年８月10日 至　2024年２月９日)	当特定期間 (自　2024年２月10日 至　2024年８月９日)
営業収益		
受取配当金	199,922,406	248,574,326
有価証券売買等損益	△758,616,690	△346,589,012
派生商品取引等損益	△9,260,631	△1,570,980
その他収益	9,248,094	－
営業収益合計	△558,706,821	△99,585,666
営業費用		
受託者報酬	1,261,947	1,549,394
委託者報酬	6,309,881	7,747,128
その他費用	2,242,293	2,420,012
営業費用合計	9,814,121	11,716,534
営業利益又は営業損失（△）	△568,520,942	△111,302,200
経常利益又は経常損失（△）	△568,520,942	△111,302,200
当期純利益又は当期純損失（△）	△568,520,942	△111,302,200
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△629,786,307	△1,659,804,693
剰余金増加額又は欠損金減少額	65,273,150	18,930,650
当期一部交換に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	65,273,150	18,930,650
剰余金減少額又は欠損金増加額	329,458,500	587,402,250
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	329,458,500	587,402,250
分配金	197,312,094	232,066,102
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,659,804,693	△2,571,644,595

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１　有価証券の評価基準及び評価方法

投資証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における特定期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２　デリバティブ等の評価基準及び評価方法

不動産投信指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する特定期間末日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前特定期間末 （2024年２月９日現在）	当特定期間末 （2024年８月９日現在）
１　当該特定期間の末日における受益権総数	58,768,367口	77,519,442口
２　投資信託財産の計算に関する規則第55条の６第10号に規定する額	元本の欠損 1,659,804,693円	元本の欠損 2,571,644,595円
３　１口当たり純資産額	171.757円	166.826円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前特定期間 （自　2023年８月10日 至　2024年２月９日）	当特定期間 （自　2024年２月10日 至　2024年８月９日）
分配金の計算過程	（自2023年８月10日　至2023年11月９日） A．当期配当等収益額 104,488,687円 B．分配準備積立金 28,930円 C．配当等収益合計額(A＋B) 104,517,617円 D．経費 4,750,944円 E．収益分配可能額(C-D) 99,766,673円 F．収益分配金 97,405,871円 G．次期繰越金(分配準備積立金)(E-F) 2,360,802円 H．口数 51,266,248口 I．一口当たり分配金(F/H×計算口数) 1.9円	（自2024年２月10日　至2024年５月９日） A．当期配当等収益額 128,500,059円 B．分配準備積立金 2,073,215円 C．配当等収益合計額(A＋B) 130,573,274円 D．経費 5,506,084円 E．収益分配可能額(C-D) 125,067,190円 F．収益分配金 123,538,884円 G．次期繰越金(分配準備積立金)(E-F) 1,528,306円 H．口数 61,769,442口 I．一口当たり分配金(F／H×計算口数) 2.0円
	（自2023年11月10日　至2024年２月９日） A．当期配当等収益額 104,681,813円 B．分配準備積立金 2,360,802円 C．配当等収益合計額(A＋B) 107,042,615円 D．経費 5,063,177円 E．収益分配可能額(C-D) 101,979,438円 F．収益分配金 99,906,223円 G．次期繰越金(分配準備積立金)(E-F) 2,073,215円 H．口数 58,768,367口 I．一口当たり分配金(F/H×計算口数) 1.7円	（自2024年５月10日　至2024年８月９日） A．当期配当等収益額 120,074,267円 B．分配準備積立金 1,528,306円 C．配当等収益合計額(A＋B) 121,602,573円 D．経費 6,210,450円 E．収益分配可能額(C-D) 115,392,123円 F．収益分配金 108,527,218円 G．次期繰越金(分配準備積立金)(E-F) 6,864,905円 H．口数 77,519,442口 I．一口当たり分配金(F／H×計算口数) 1.4円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

１　金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

２　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「不動産投資信託証券への投資リスク」、「有価証券の貸付等におけるリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、不動産投信指数先物取引であり、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で行っております。不動産投信指数先物取引に係る主要なリスクは、相場の変動による価格変動リスクであります。

３　金融商品に係るリスク管理体制

（１）市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され適切な調整を行います。

（２）信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

（３）取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

前特定期間末 （2024年２月９日現在）	当特定期間末 （2024年８月９日現在）
１　貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１　貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
２　時価の算定方法 （１）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「（その他の注記）」の「３　デリバティブ取引関係」に記載しております。 （３）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	２　時価の算定方法 （１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） 同左
３　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	３　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
４　金銭債権の特定期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て１年以内に償還予定であります。	４　金銭債権の特定期間末日後の償還予定額 同左

Ⅲ　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和３年９月24日改正内閣府令第61号）第２条第５項に従い、記載を省略しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1　期中元本変動額

項目	前特定期間末 （2024年２月９日現在）	当特定期間末 （2024年８月９日現在）
期首元本額	9,052,354,400円	11,753,673,400円
期中追加設定元本額	3,450,000,000円	3,900,000,000円
期中一部交換元本額	748,681,000円	149,785,000円

2　有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前特定期間末 （2024年２月９日現在）
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資証券	△435,004,176
合計	△435,004,176

種類	当特定期間末 （2024年８月９日現在）
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資証券	△795,974,470
合計	△795,974,470

３　デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

不動産投信関連

区分	種類	前特定期間末（2024年２月９日現在）			
		契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち１年超（円）		
市場取引	不動産投信指数先物取引 買建	128,736,440	－	125,604,000	△3,132,440
合計		128,736,440	－	125,604,000	△3,132,440

区分	種類	当特定期間末（2024年８月９日現在）			
		契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち１年超（円）		
市場取引	不動産投信指数先物取引 買建	148,059,290	－	146,116,500	△1,942,790
合計		148,059,290	－	146,116,500	△1,942,790

（注１）　時価の算定方法

不動産投信指数先物取引

（１）不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として当特定期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。このような時価が発表されていない場合には、当特定期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

（２）不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

（３）契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

（注２）　上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(4)【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資証券	サンケイリアルエステート投資法人	554	45,871,200	
	ＳＯＳＩＬＡ物流リート投資法人	1,122	125,888,400	
	日本アコモデーションファンド投資法人	172	110,596,000	
	森ヒルズリート投資法人	2,771	346,375,000	
	産業ファンド投資法人	963	115,078,500	
	アドバンス・レジデンス投資法人	3,090	993,435,000	
	アクティビア・プロパティーズ投資法人	820	279,210,000	
	ＧＬＰ投資法人	5,725	730,510,000	
	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	677	206,146,500	
	日本プロロジスリート投資法人	4,146	1,034,427,000	
	星野リゾート・リート投資法人	449	220,459,000	
	Ｏｎｅリート投資法人	38	9,671,000	
	イオンリート投資法人	1,620	208,494,000	
	日本リート投資法人	29	9,265,500	
	積水ハウス・リート投資法人	12,170	966,298,000	
	サムティ・レジデンシャル投資法人	641	63,202,600	
	野村不動産マスターファンド投資法人	1,577	224,249,400	
	ラサールロジポート投資法人	3,322	474,381,600	
	スターアジア不動産投資法人	236	12,862,000	
	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	823	355,124,500	
	投資法人みらい	1,251	54,293,400	
	三菱地所物流リート投資法人	641	238,131,500	
	ＣＲＥロジスティクスファンド投資法人	325	45,955,000	
	タカラレーベン不動産投資法人	398	37,611,000	
	アドバンス・ロジスティクス投資法人	370	46,398,000	
	日本ビルファンド投資法人	1,479	891,837,000	
	ジャパンリアルエステイト投資法人	817	433,827,000	
	オリックス不動産投資法人	4,055	608,655,500	
	日本プライムリアルティ投資法人	331	105,920,000	
	ＮＴＴ都市開発リート投資法人	1,824	203,923,200	
	東急リアル・エステート投資法人	977	142,739,700	
	グローバル・ワン不動産投資法人	1,360	135,864,000	
	ユナイテッド・アーバン投資法人	357	48,909,000	
	森トラストリート投資法人	107	7,179,700	
	インヴィンシブル投資法人	882	53,802,000	
	平和不動産リート投資法人	94	11,985,000	
	日本ロジスティクスファンド投資法人	265	66,250,000	
	ＫＤＸ不動産投資法人	4,317	650,571,900	
	いちごオフィスリート投資法人	3,472	280,884,800	
	大和証券オフィス投資法人	1,107	333,760,500	
	阪急阪神リート投資法人	35	4,452,000	
	スターツプロシード投資法人	291	56,250,300	
	大和ハウスリート投資法人	1,859	439,095,800	
	ジャパン・ホテル・リート投資法人	5,309	377,469,900	
	大和証券リビング投資法人	6,122	606,690,200	
	ジャパンエクセレント投資法人	3,066	360,868,200	
合計		82,056	12,774,869,800	

（注）　投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（2024年７月末現在）

「ｉシェアーズ　グリーンＪリート ETF」

Ⅰ　資産総額	12,571,490,661円
Ⅱ　負債総額	5,373,007円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	12,566,117,654円
Ⅳ　発行済数量	73,769,442口
Ⅴ　１口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	170.343円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１　受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、投資者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

２　投資者に対する特典

該当事項はありません。

３　受益権の譲渡

(1) 投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者が譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

(2) (1)の申請のある場合には、(1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

(3) (1)の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

４　受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

５　受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

６　信託終了時の交換

償還時に受益権と引換えに交換される有価証券は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において信託財産における交換の計上が行われた受益権に係る投資者を除きます。）に交付します。

７　質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、交換請求の受付、交換有価証券の交付および信託終了時の有価証券の交換等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

① 資本金　　3,120百万円

② 発行する株式の総数　　36,000株

③ 発行済株式の総数　　15,000株

④ 直近５ヵ年における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

① 経営の意思決定機構

＜株主総会＞

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分の承認、定款の変更等、会社法および定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

＜取締役会＞

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

＜エグゼクティブ委員会他各委員会＞

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築および業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営および責任体制の確立を図っています。

② 運用の意思決定機構

<u>投資委員会</u>

・投資委員会にて運用に係る投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

<u>運用担当部署</u>

・各運用担当部署では、投資委員会の決定にしたがい、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行います。

<u>ポートフォリオ・マネジャー</u>

・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

<u>リスク管理</u>

・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

２【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2024年７月末現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	193	12,835,184
単位型株式投資信託	77	515,827
合計	270	13,351,010

３【委託会社等の経理状況】

１．財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。）第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度（自2023年1月1日　至2023年12月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

３．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

		第36期 (2022年12月31日現在)	第37期 (2023年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		18,002	19,222
立替金		50	42
前払費用		260	153
未収入金	※２	2	2
未収委託者報酬		1,751	2,178
未収運用受託報酬		2,880	2,712
未収収益	※２	570	1,839
為替予約		-	1
その他流動資産		-	-
流動資産計		23,520	26,153
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	※１	744	500
器具備品	※１	553	432
有形固定資産計		1,297	932
無形固定資産			
ソフトウエア		12	12
無形固定資産計		12	12
投資その他の資産			
投資有価証券		39	22
長期差入保証金		1,125	812
前払年金費用		1,084	1,142
長期前払費用		9	6
繰延税金資産		898	732
投資その他の資産計		3,156	2,717
固定資産計		4,465	3,662
資産合計		27,986	29,815

（単位：百万円）

		第36期 (2022年12月31日現在)	第37期 (2023年12月31日現在)
負債の部			
流動負債			
預り金		143	144
未払金	※２		
未払収益分配金		4	5
未払償還金		70	70
未払手数料		421	432
その他未払金		1,995	69
未払費用	※２	626	945
未払消費税等		172	192
未払法人税等		384	1,472
為替予約		4	-
前受金		276	254
賞与引当金		1,778	1,902
役員賞与引当金		149	146
早期退職慰労引当金		326	176
流動負債計		6,355	5,814
固定負債			
退職給付引当金		92	101
資産除去債務		961	963
固定負債計		1,053	1,064
負債合計		7,409	6,879
純資産の部			
株主資本			
資本金		3,120	3,120
資本剰余金			
資本準備金		3,001	3,001
その他資本剰余金		3,846	3,846
資本剰余金合計		6,847	6,847
利益剰余金			
利益準備金		336	336
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		10,276	12,632
利益剰余金合計		10,612	12,968
株主資本合計		20,580	22,936
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		△3	△0
評価・換算差額等合計		△3	△0
純資産合計		20,576	22,936
負債・純資産合計		27,986	29,815

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

		第36期 (自　2022年 1月 1日 至　2022年12月31日)	第37期 (自　2023年 1月 1日 至　2023年12月31日)
営業収益			
委託者報酬		6,484	6,885
運用受託報酬	※１	8,687	8,621
その他営業収益	※１	16,110	18,148
営業収益計		31,281	33,655
営業費用			
支払手数料		1,551	1,597
広告宣伝費		188	152
調査費			
調査費		360	357
委託調査費	※１	4,677	4,651
調査費計		5,037	5,009
委託計算費		106	117
営業雑経費			
通信費		86	88
印刷費		87	87
諸会費		47	44
営業雑経費計		222	220
営業費用計		7,106	7,097
一般管理費			
給料			
役員報酬		915	694
給料・手当		5,934	5,875
賞与		2,360	2,563
給料計		9,209	9,133
退職給付費用		463	489
福利厚生費		1,109	1,185
事務委託費	※１	3,699	4,562
交際費		34	69
寄付金		1	-
旅費交通費		123	193
租税公課		285	294
不動産賃借料		901	904
水道光熱費		76	82
固定資産減価償却費		441	473
資産除去債務利息費用		0	2
事務過誤取引損		3	3
諸経費		431	484
一般管理費計		16,782	17,878
営業利益		7,392	8,678

(単位：百万円)

	第36期 (自　2022年 1月 1日 至　2022年12月31日)	第37期 (自　2023年 1月 1日 至　2023年12月31日)
営業外収益		
為替差益	53	-
その他	3	0
営業外収益計	57	0
営業外費用		
有価証券売却損	2	0
為替差損	-	16
固定資産除却損	-	4
その他	0	0
営業外費用計	2	23
経常利益	7,448	8,656
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
特別退職金	362	203
特別損失計	362	203
税引前当期純利益	7,085	8,453
法人税、住民税及び事業税	2,485	2,633
法人税等調整額	△5	163
当期純利益	4,605	5,656

（３）【株主資本等変動計算書】

第36期　（自　2022年1月1日　至　2022年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
2022年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	9,470	9,807	19,775	3	3	19,778
当期変動額											
剰余金の配当						△3,800	△3,800	△3,800			△3,800
当期純利益						4,605	4,605	4,605			4,605
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									△7	△7	△7
当期変動額合計	-	-	-	-	-	805	805	805	△7	△7	798
2022年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	10,276	10,612	20,580	△3	△3	20,576

第37期　（自　2023年1月1日　至　2023年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
2023年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	10,276	10,612	20,580	△3	△3	20,576
当期変動額											
剰余金の配当						△3,300	△3,300	△3,300			△3,300
当期純利益						5,656	5,656	5,656			5,656
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									3	3	3
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,356	2,356	2,356	3	3	2,359
2023年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,632	12,968	22,936	△0	△0	22,936

注　記　事　項

[重要な会計方針]

1.　有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

2.　デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3.　固定資産の減価償却方法

(1)　有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品3～15年であります。

(2)　無形固定資産

自社利用のソフトウエアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4.　引当金の計上基準

(1)　貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)　退職給付引当金の計上方法

①　旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

②　確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。

③　確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(3)　賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4)　役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5)　早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5.　外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6.　収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業収益を稼得しております。委託者報酬、運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

委託者報酬：当社は投資信託の信託約款に基づき、投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として計算され、投資信託の運用期間にわたり収益認識しております。

運用受託報酬：当社は顧客との投資一任契約及び投資助言契約に基づき運用及び助言について履行義務を負っております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額に対する一定割合として計算され、対象口座の運用期間にわたり収益認識しております。

その他営業収益：当社はグループ会社との契約に基づき委託された業務について履行義務を負っております。グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき、当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり月次で収益認識しております。

成功報酬：成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として計算されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益認識しております。

7.　その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度

当社は、親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

（会計方針の変更）

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計基準を将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

（追加情報）

（グループ通算制度の適用）

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

（貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
建物附属設備	2,488　百万円	2,737　百万円
器具備品	1,662　百万円	1,482　百万円

※２　関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
未収収益	186　百万円	302　百万円
その他未払金	1,982　百万円	53　百万円
未払費用	55　百万円	52　百万円

※３　当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行２行と当座貸越契約及びグループ会社と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,000　百万円	3,500　百万円
借入実行残高	―	―
差引額	1,000　百万円	3,500　百万円

（損益計算書関係）

※１　関係会社との営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2022年 1月 1日 至　2022年12月31日）	当事業年度 （自　2023年 1月 1日 至　2023年12月31日）
運用受託報酬	224　百万円	282　百万円
その他営業収益	6,692　百万円	6,983　百万円
委託調査費	1,869　百万円	1,196　百万円
事務委託費	1,351　百万円	1,619　百万円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度　（自　2022年1月1日　至　2022年12月31日）

1.　発行済株式に関する事項

	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式（株）	15,000	－	－	15,000

2.　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3.　新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4.　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年3月31日株主総会決議	普通株式	3,800	253,333	2021年12月31日	2022年3月31日

当事業年度　（自　2023年1月1日　至　2023年12月31日）

1.　発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	15,000	－	－	15,000

2.　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3.　新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4.　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年3月30日株主総会決議	普通株式	3,300	220,000	2022年12月31日	2023年3月31日

（リース取引関係）

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに掛かる未経過リース料は以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2022年 1月 1日 至　2022年12月31日）	当事業年度 （自　2023年 1月 1日 至　2023年12月31日）
１年以内	726　百万円	522　百万円
１年超	1,938　百万円	1,413　百万円
合計	2,665　百万円	1,936　百万円

（金融商品関係）

1.　金融商品の状況に関する事項

(1)　金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達についてはグループ会社からの長期借入及び銀行借入による方針であります。

(2)　金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、顧客及び関係会社の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしております。

営業債務である未払手数料及び未払費用はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2.　金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度　（2022年12月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	1,125	1,077	△47

当事業年度　（2023年12月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	812	791	△21

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払手数料、未払費用、その他未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記述を省略しています。

(注2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度　（2022年12月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
(1)　現金・預金	18,002	－	－	－
(2)　未収委託者報酬	1,751	－	－	－
(3)　未収運用受託報酬	2,880	－	－	－
(4)　未収収益	570	－	－	－
合計	23,206	－	－	－

当事業年度（2023年12月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
(1)　現金・預金	19,222	－	－	－
(2)　未収委託者報酬	2,178	－	－	－
(3)　未収運用受託報酬	2,712	－	－	－
(4)　未収収益	1,839	－	－	－
合計	25,953	－	－	－

3.　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価等の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度　（2022年12月31日）

（単位：百万円）

	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期差入保証金	-	1,077	-	1,077

当事業年度　（2023年12月31日）

（単位：百万円）

	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期差入保証金	-	791	-	791

(注)　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金の時価について、そのうち事務所敷金については、事務所の敷金を合理的に見積もった返済期日までの期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル２の時価に分類しております。また従業員社宅敷金については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル２の時価に分類しております。

（退職給付関係）

前事業年度　（自　2022年1月1日　至　2022年12月31日）

1.　採用している退職給付制度の概要

当社は、旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2.　確定給付制度

(1)　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2,588
勤務費用	392
利息費用	17
数理計算上の差異の発生額	△78
退職給付の支払額	△116
過去勤務費用の発生額	0
退職給付債務の期末残高	2,803

(2)　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
年金資産の期首残高	3,606
期待運用収益	3
数理計算上の差異の発生額	△573
事業主からの拠出額	448
退職給付の支払額	△116
年金資産の期末残高	3,368

(3)　退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 (2022年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,710
年金資産	△3,368
	△657
非積立型制度の退職給付債務	92
未積立退職給付債務	△565
未認識数理計算上の差異	△455
未認識過去勤務費用	29
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△991
退職給付引当金	92
前払年金費用	△1,084
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△991

(4)　退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
勤務費用	392
利息費用	17
期待運用収益	△3
数理計算上の差異の費用処理額	△27
過去勤務費用の処理額	△3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	375
特別退職金	362
合計	738

（注）特別退職金は、特別損失の「特別退職金」に含めて計上しております。

(5)　年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券88%、株式11%及びその他1%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)　数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
割引率	1.3%
長期期待運用収益率	0.1%

3.　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、87百万円でありました。

当事業年度 （自　2023年1月1日　至　2023年12月31日）

1.　採用している退職給付制度の概要

当社は、旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2.　確定給付制度

(1)　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2,803
勤務費用	421
利息費用	35
数理計算上の差異の発生額	1
退職給付の支払額	△427
過去勤務費用の発生額	-
退職給付債務の期末残高	2,834

(2)　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
年金資産の期首残高	3,368
期待運用収益	97
数理計算上の差異の発生額	9
事業主からの拠出額	452
退職給付の支払額	△427
年金資産の期末残高	3,500

(3)　退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 (2023年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,733
年金資産	△3,500
	△767
非積立型制度の退職給付債務	101
未積立退職給付債務	△666
未認識数理計算上の差異	△401
未認識過去勤務費用	25
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,041
退職給付引当金	101
前払年金費用	△1,142
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,041

(4)　退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：百万円）

	当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
勤務費用	421
利息費用	35
期待運用収益	△97
数理計算上の差異の費用処理額	47
過去勤務費用の処理額	△3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	402
特別退職金	203
合計	605

（注）特別退職金は、特別損失の「特別退職金」に含めて計上しております。

(5)　年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2023年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券87%、株式12%及びその他1%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)　数理計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.9%

3.　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、87百万円でありました。

（税効果会計関係）

1.　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：百万円）

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	140	192
賞与引当金	544	582
資産除去債務	294	295
未払事業税	83	89
早期退職慰労引当金	99	54
退職給付引当金	28	30
有形固定資産	0	-
その他	121	0
繰延税金資産合計	1,312	1,244
繰延税金負債		
退職給付引当金	△331	△349
資産除去債務に対応する除去費用	△82	△44
その他	-	△117
繰延税金負債合計	△414	△512
繰延税金資産の純額	898	732

（注）　前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

（単位：百万円）

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
固定資産－繰延税金資産	898	732

2.　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
法定実効税率	30.6 %	30.6 %
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.9	2.5
その他	0.4	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.0 %	33.0 %

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1.　当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2.　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を合理的に見積り、割引率は0.16%～0.72%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3.　当該資産除去債務の総額の増減

前事業年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用の見積額が前回見積算出時における見積額を大幅に超過することが明らかになったことから、見積りの変更による増加額を0.72%で割り引き、変更前の資産除去債務に176百万円加算しております。

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
期首残高	784	961
見積りの変更による増加額	176	-
時の経過による調整額	0	2
期末残高	961	963

（収益認識関係）

1.　顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	前事業年度 (自　2022年 1月 1日 至　2022年12月31日)	当事業年度 (自　2023年 1月 1日 至　2023年12月31日)
委託者報酬	6,484　百万円	6,885　百万円
運用受託報酬	7,644　百万円	8,526　百万円
成功報酬　（注）	1,042　百万円	95　百万円
その他営業収益	16,110　百万円	18,148　百万円
合計	31,281　百万円	33,655　百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2.　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）6．収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

3.　顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報重要性が乏しいため、記載を省略しています。

（セグメント情報等）

前事業年度　（自　2022年1月1日　至　2022年12月31日）

1.　セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.　関連情報

(1)　製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	6,484	8,687	16,110	31,281

(2)　地域ごとの情報

①　売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
14,721	13,745	2,813	31,281

（注）　売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②　有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)　主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	6,917	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	4,287	投資運用業

3.　報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4.　報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5.　報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度　（自　2023年1月1日　至　2023年12月31日）

1.　セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.　関連情報

(1)　製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	6,885	8,621	18,148	33,655

(2)　地域ごとの情報

①　売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
15,053	14,702	3,899	33,655

（注）　売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②　有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)　主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	7,266	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	5,097	投資運用業

3.　報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4.　報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5.　報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1.　関連当事者との取引

計算書類提出会社と関連当事者との取引

(1)　計算書類提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度　（自　2022年1月1日　至　2022年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国ニューヨーク州	73百万米ドル	投資顧問業	(被所有)間接100	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬	224	未収収益	186
							受入手数料	6,692		
							委託調査費	1,869	未払費用	55
							事務委託費	1,351		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本東京都	1万円	持株会社	(被所有)直接100	株式の保有等	連結法人税の個別帰属額	1,982	その他未払金	1,982

当事業年度　（自　2023年1月1日　至　2023年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国ニューヨーク州	1,190百万米ドル	投資顧問業	(被所有)間接100	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬	282	未収収益	302
							受入手数料	6,983		
							委託調査費	1,196	未払費用	52
							事務委託費	1,619		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本東京都	1万円	持株会社	(被所有)直接100	株式の保有等	通算税効果額	53	その他未払金	53

(2)　計算書類提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度　（自　2022年1月1日　至　2022年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度　（自　2023年1月1日　至　2023年12月31日）

該当事項はありません。

(3)　計算書類提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び計算書類提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度　（自　2022年1月1日　至　2022年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国カリフォルニア州	1,000米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	4,287	未収収益	180
							委託調査費	35		
							事務委託費	12		

当事業年度　（自　2023年1月1日　至　2023年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国カリフォルニア州	1,000米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	5,097	未収収益	886
							委託調査費	11		
							事務委託費	24		

（注）　１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
　　２．取引条件及び取引条件の決定方針等
　　(1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
　　(2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
　　(3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
　　(4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。

2.　親会社に関する注記

(1)　親会社情報

ブラックロック・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）
ブラックロック・ホールドコ・２・インク（非上場）
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（非上場）
ブラックロック・インターナショナル・ホールディングス・インク（非上場）
ビーアール・ジャージー・インターナショナル・ホールディングス・L.P.（非上場）
ブラックロック・シンガポール・ホールドコ・ピーティーイー・リミテッド（非上場）
ブラックロック・エイチケー・ホールドコ・リミテッド（非上場）
ブラックロック・ルクス・フィンコ・エスエーアールエル（非上場）
ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

（１株当たり情報）

項目	前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
１株当たり純資産額	1,371,780　円　88　銭	1,529,103　円　11　銭
１株当たり当期純利益金額	307,029　円　07　銭	377,073　円　92　銭

（注）　１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
　　２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
当期純利益　（百万円）	4,605	5,656
普通株主に帰属しない金額（百万円）	―	―
普通株式に係る当期純利益　（百万円）	4,605	5,656
普通株式の期中平均株式数（株）	15,000	15,000

【中間財務諸表】

１．中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の中間財務諸表すなわち中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1977年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」(2007年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（自2024年1月1日　至2024年6月30日）の中間財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

３．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

		中間会計期間末 (2024年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	※2	14,977
立替金		52
前払費用		80
未収入金		3
未収委託者報酬		2,380
未収運用受託報酬		2,398
未収収益		2,374
流動資産計		22,266
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	※1	430
器具備品	※1	380
有形固定資産計		811
無形固定資産		
ソフトウエア		10
無形固定資産計		10
投資その他の資産		
投資有価証券		2
長期差入保証金		810
前払年金費用		1,193
長期前払費用		8
繰延税金資産		487
投資その他の資産計		2,502
固定資産計		3,323
資産合計		25,590

（単位：百万円）

	中間会計期間末 (2024年6月30日)
負債の部	
流動負債	
預り金	130
未払金	
未払収益分配金	5
未払償還金	70
未払手数料	479
その他未払金	90
未払費用	1,000
未払消費税等	324
未払法人税等	1,663
前受金	355
賞与引当金	1,045
役員賞与引当金	82
早期退職慰労引当金	50
為替予約	2
流動負債計	5,301
固定負債	
退職給付引当金	102
資産除去債務	964
固定負債計	1,066
負債合計	6,368
純資産の部	
株主資本	
資本金	3,120
資本剰余金	
資本準備金	3,001
その他資本剰余金	3,846
資本剰余金合計	6,847
利益剰余金	
利益準備金	336
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	8,917
利益剰余金合計	9,254
株主資本合計	19,222
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	0
評価・換算差額等合計	0
純資産合計	19,222
負債・純資産合計	25,590

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

		中間会計期間 (自　2024年1月 1日 至　2024年6月30日)
営業収益		
委託者報酬		4,002
運用受託報酬		5,309
その他営業収益		9,230
営業収益計		18,542
営業費用		
支払手数料		940
広告宣伝費		67
調査費		
調査費		178
委託調査費		2,893
調査費計		3,072
委託計算費		70
営業雑経費		
通信費		56
印刷費		36
諸会費		21
営業雑経費計		113
営業費用計		4,265
一般管理費		
給料		
役員報酬		338
給料・手当		2,885
賞与		1,548
給料計		4,772
退職給付費用		215
福利厚生費		578
事務委託費		2,393
交際費		25
旅費交通費		94
租税公課		156
不動産賃借料		408
水道光熱費		33
固定資産減価償却費	※1	165
資産除去債務利息費用		0
諸経費		93
一般管理費計		8,938
営業利益		5,339

（単位：百万円）

	中間会計期間 （自　2024年1月 1日 至　2024年6月30日）
営業外収益	
受取配当金	0
受取利息	0
有価証券売却益	1
為替差益	177
雑益	0
営業外収益計	179
営業外費用	
支払利息	0
固定資産除却損	0
雑損	0
営業外費用計	0
経常利益	5,518
特別利益	
特別利益計	-
特別損失	
特別退職金	15
特別損失計	15
税引前中間純利益	5,502
法人税、住民税及び事業税	1,571
法人税等調整額	245
中間純利益	3,685

(3) 中間株主資本等変動計算書

中間会計期間　(自　2024年1月1日　至　2024年6月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,632	12,968	22,936	△0	△0	22,936
当中間期変動額											
剰余金の配当						△7,400	△7,400	△7,400			△7,400
中間純利益						3,685	3,685	3,685			3,685
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）									0	0	0
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	△3,714	△3,714	△3,714	0	0	△3,714
当中間期末残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	8,917	9,254	19,222	0	0	19,222

注　記　事　項

(重要な会計方針)

項　目	中間会計期間 自　2024年1月 1日 至　2024年6月30日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。
2．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。
3．固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品3～15年であります。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウエアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
4．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金の計上方法 債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金の計上方法 ① 旧退職金制度 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職制度に基づく給付額を保証しているため、中間会計期間末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。 ② 確定拠出年金制度 確定拠出年金制度（DC）については拠出額を費用計上しております。 ③ 確定給付年金制度 キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。 (3) 賞与引当金の計上方法 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (4) 役員賞与引当金の計上方法 役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

	(5) 早期退職慰労引当金の計上方法 早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。
5．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6．収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業収益を稼得しております。委託者報酬、運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 委託者報酬：当社は投資信託の信託約款に基づき、投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として計算され、投資信託の運用期間にわたり収益認識しております。 運用受託報酬：当社は顧客との投資一任契約及び投資助言契約に基づき運用及び助言について履行義務を負っております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額に対する一定割合として計算され、対象口座の運用期間にわたり収益認識しております。 その他営業収益：当社はグループ会社との契約に基づき委託された業務について履行義務を負っております。グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき、当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり月次で収益認識しております。 成功報酬：成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として計算されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益認識しております。
7．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	グループ通算制度の適用 当社は、親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

(中間貸借対照表関係)

中間会計期間 2024年6月30日	
※1　有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	2,809百万円
器具備品	1,471百万円
※2　当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行２行と当座貸越契約及びグループ会社と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。	
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	3,500百万円
借入実行残高	―
差引額	3,500百万円

(中間損益計算書関係)

中間会計期間 自　2024年1月 1日 至　2024年6月30日
※1　減価償却実施額 有形固定資産　163百万円 無形固定資産　2百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

中間会計期間
自　2024年1月 1日
至　2024年6月30日

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計 期間末株式数
発行済株式				
普通株式	15,000	－	－	15,000
合計	15,000	－	－	15,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年3月28日 株主総会決議	普通株式	7,400	493,333	2023年12月31日	2024年3月28日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

中間会計期間
自　2024年1月 1日
至　2024年6月30日

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年以内	737百万円
１年超	1,045百万円
合計	1,782百万円

（金融商品関係）

中間会計期間
自　2024年1月 1日
至　2024年6月30日

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達についてはグループ会社からの長期借入及び銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、顧客及び関係会社の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料及び未払費用はその全てが1年以内の支払期日となっております。営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2024年6月30日（中間期の決算日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、金額的重要性が低いものは含めておりません。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	810	784	△25

（注1）

現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払手数料、未払費用、その他未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記述を省略しています。

（注2）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価等の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれ　　ぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期差入保証金	-	784	-	784

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金の時価について、そのうち事務所敷金については、事務所の敷金を合理的に見積もった返済期日までの期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル２の時価に分類しております。また従業員社宅敷金については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル２の時価に分類しております。

（資産除去債務関係）

中間会計期間 自　2024年1月 1日 至　2024年6月30日
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 1.　当該資産除去債務の概要 当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。 2.　当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を合理的に見積り、割引率は0.16%～0.72%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。 3.　当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	963	百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	百万円
時の経過による調整額	0	百万円
中間会計期間末残高	964	百万円

（収益認識関係）

中間会計期間 自　2024年1月 1日 至　2024年6月30日
1.　顧客との契約から生じる収益を分解した情報

委託者報酬	4,002	百万円
運用受託報酬	4,851	百万円
成功報酬　（注）	458	百万円
その他営業収益	9,230	百万円
合計	18,542	百万円

（注）成功報酬は、中間損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2.　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
（重要な会計方針）6．収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

3.　顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(セグメント情報等)

中間会計期間
自　2024年1月 1日
至　2024年6月30日

1．　セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．　関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	4,002	5,309	9,230	18,542

(2) 地域ごとの情報

①　売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
9,071	7,343	2,128	18,542

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②　有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	3,362	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	2,984	投資運用業

(１株当たり情報)

中間会計期間
自　2024年1月 1日
至　2024年6月30日

１株当たり純資産額	1,281,486円71銭
１株当たり中間純利益	245,704円10銭

なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

１株当たり中間純利益の算定上の基礎

損益計算書上の中間純利益	3,685百万円
１株当たり中間純利益の算定に用いられた普通株式に係る中間純利益	3,685百万円
期中平均株式数	15,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

５【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
2007年９月18日	証券業登録に伴う商号変更（「バークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投信投資顧問株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
2007年９月30日	商号変更（「バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
2007年９月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。
2007年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行いました。
2008年７月１日	グループ会社の１つであるバークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
2008年７月１日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。
2009年６月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行いました。
2009年12月２日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更（「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更）および定款変更を行いました。
2011年４月１日	グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行いました。
2013年10月５日	MGPA Japan LLCより不動産投資関連の事業を譲受し、それに先立ち定款変更を行いました。
2014年12月１日	決算期を３月31日から12月31日に変更するため、定款変更を行いました。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名　　称	資本金の額（百万円） （2024年３月末現在）	事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
＜再信託受託会社の概要＞ 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000	
＜再信託の目的＞ 原信託契約に係る信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。		

(2) 指定参加者

名　　称	資本金の額（百万円） （2024年３月末現在）	事業の内容
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	5,905	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	135,000	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616	
シティグループ証券株式会社	96,307	
ソシエテ・ジェネラル証券株式会社	35,765	
大和証券株式会社	100,000	
野村證券株式会社	10,000	
バークレイズ証券株式会社	38,945	
ＢＮＰパリバ証券株式会社	102,025	
ＢｏｆＡ証券株式会社	83,140	
みずほ証券株式会社	125,167	
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500	

(3) 投資顧問会社

・名称　　：ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.
(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)

・資本金の額　　：1,500,000米ドル（円貨換算*　約213百万円、2023年12月末現在）
＊米ドルの円貨換算は、2023年12月末現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝141.83円）によります。

・事業の内容　　：投資運用業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。なお、当ファンドの受託会社は信託事務の一部を当ファンドの再信託受託会社に委託しています。

(2) 指定参加者

ファンドの指定参加者として、募集の取扱いおよび販売を行い、交換請求の受付、受益権の買取りに関する事務ならびに信託終了時の交換の交付等に関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

当ファンドの投資顧問会社であり、当ファンドに関し、委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受けて運用の指図を行っています。

3 【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 指定参加者

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

当社およびブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.の最終的な親会社は、ブラックロック・インクです。

第３【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第１項各号に掲げる書類は、以下の通り提出されております。

2024年３月５日　臨時報告書
2024年５月９日　有価証券報告書、有価証券届出書
2024年６月３日　臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2024年3月4日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ

東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山　田　信　之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水　野　龍　也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2024年10月18日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鶴田　光夫

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているiシェアーズ　グリーンＪリート ETFの2024年2月10日から2024年8月9日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、iシェアーズ　グリーンＪリート ETFの2024年8月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年8月30日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　若　林　亜　希

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2024年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。